

精神医学者の鑑定結果を採用せず死刑を言い渡した原判決が維持された事例

【文 献 種 別】 判決／最高裁判所第二小法廷

【裁判年月日】 平成 27 年 5 月 25 日

【事 件 番 号】 平成 25 年（あ）第 729 号

【事 件 名】 殺人、殺人未遂、現住建造物等放火被告事件

【裁 判 結 果】 棄却

【参 照 法 令】 刑法 199 条・203 条・108 条

【掲 載 誌】 裁判集刑 317 号 1 頁、裁時 1628 号 4 頁、判時 2265 号 123 頁、判タ 1415 号 77 頁

LEX/DB 文献番号 25447264

事実の概要

第一審判決の認定した事実は、次のとおりである。被告人（犯行時 47 歳・男性）は、隣家に住む伯父 A（80 歳）とその家族や隣人の B ら近隣の者から見下され、邪魔者扱いされているとして憤懣の情を募らせ、殺害を考えていたが、隣人 C との言い争いをきっかけにその実行を決意し、①平成 16 年 8 月 2 日午前 3 時ころ、A 方（東隣）2 階において A の次男 D（46 歳）を玄能で殴打したうえ包丁で刺して殺害し、②同日時ころ、A 方 1 階において A を玄能で殴打し、後述⑧の行為後の 3 時 40 分過ぎころ屋外に逃げる A を追いかけて包丁で刺して殺害し、③同日午後 3 時過ぎころ、B 方（西隣）母屋 1 階において B（64 歳）を、④同日時・同場所で、B の妻 E（64 歳）を、⑤同日時ころ、B 方離れにおいて B の長男 F（27 歳）を、⑥同日時ころ、B 方母屋 2 階において B の長女 G（26 歳）を、⑦同日午後 3 時 40 分ころ、A 方 2 階において、同所に駆けつけた A の長男 H（55 歳）を、それぞれ包丁で刺して殺害し、⑧同日時ころ、H とともに駆けつけた H の妻 I（50 歳）を包丁で刺して加療 3 カ月の傷害を負わせ、⑨同日午前 3 時 45 分ころ、J 方（自宅）母屋 1 階にガソリンや灯油を撒くなどしたうえで放火し、家屋および附属建物を全焼させた¹⁾。すなわち、殺人既遂 7 件、殺人未遂 1 件、現住建造物放火 1 件という重大事件である。

第一審判決（神戸地判平 21・5・29）は、被告人は、犯行当時、妄想性障害・被害型（パラノイア）に罹患しており、理非判断能力が著しく侵されてい

たという山口鑑定、被告人は情緒不安定性人格障害であり、表出性言語障害や隣人たちに対する強固な被害念慮からすると、心神耗弱を認めても不当でないとする山上鑑定に対し、被告人の障害については山上鑑定（妄想ではなく被害念慮ないし妄想様観念であった）を採用しつつ、被告人の形成してきた人格障害も、被害者らに対する憎悪や被害念慮等の影響も、責任能力の著しい低下をもたらすものではなかったとして、心神耗弱を認めず死刑に処した。

控訴審判決（大阪高判平 25・4・25）は、上記 2 鑑定に対する五十嵐鑑定（鑑定意見）に従い、妄想には何の脈絡もなく発生して了解不能な真性〔正〕妄想（一次妄想）と信じている内容に感情移入し追体験すると了解できる妄想様観念（二次妄想）とがあり、被告人の場合は後者であって妄想性障害（被害妄想）と診断すべきであるが、同鑑定が、判断能力に著しい程度の障害を受けていたとする部分は、本件犯行に特有の事情について十分な考察がないまま結論を下しているとして採用せず、第一審判決を維持した。

判決の要旨

上告棄却。

「被告人の精神状態が心神喪失又は心神耗弱に該当するかどうかは法律判断であって専ら裁判所に委ねられるべき問題である（〔最決昭 58・9・13〕）が、責任能力判断の前提となる生物学的要素である精神障害の有無及び程度並びにこれが心理学的要素に与えた影響の有無及び程度につい

て、専門家たる精神医学者の意見が鑑定等として証拠となっている場合には、これを採用し得ない合理的な事情が認められるのでない限り、裁判所は、その意見を十分に尊重して認定すべきである（〔最判平 20・4・25〕）。本件についてみると、山口鑑定意見や山上鑑定意見を採用し得ないことは、五十嵐鑑定意見に基づいて原判決が判示するとおりである。一方、五十嵐鑑定意見によれば、本件犯行当時、被告人が妄想性障害に罹患しており、本件犯行も一定程度その影響を受けたものであることは否定し難いというべきである。しかしながら、五十嵐鑑定意見中、被告人が、妄想性障害により、その判断能力に著しい程度の障害を受けていたとする部分については、以下のとおり、これを採用し得ない合理的な事情が認められ〔る。〕」

「同意見は、原判決が指摘する以下のような事情を十分に考慮しないものである。(1)被告人は、子供の頃から短気で、些細なことに興奮しやすい性格で、小学生から高校生までの間に、嫌がらせをしてきた相手を包丁を持って追いかけたり、刃物で斬り付けたりするなど、自分に対し侮蔑的な態度を見せる相手に対しては強い攻撃性を見せる一方で、自分を尊重してくれる相手とは特にトラブルを起こすことはなかった。(2)被害にあった家族との間では、いずれも本件犯行の数年前に比較的大きなトラブルを起こしており、被告人は、それらのトラブルをきっかけとして、被害者らに対する殺意を抱くようになり、本件犯行の日まで殺害の機会をうかがっていた旨の供述をしているところ、そのような供述は、上記(1)のような被告人の性格傾向や、被害者らとの長年にわたる確執を考慮に入れば、十分了解可能で、不自然、不合理とはいえない。(3)被告人の唯一の精神症状である妄想は、被害者らが自分たちを除け者にし、陰口をたたいたり、監視したりしている、あるいは、自分たちを追いつくそうと画策しているというものであって、自分たちの生命、身体を狙われていて、攻撃しなければ自分たちがやられるといった差し迫った内容のものではなかった。また、被告人らの居住する地区は、住民同士の付き合いが濃厚で、他人の言動がうわさ話になりやすい土地柄であったところ、被告人が被害者ら隣人から疎まれ、警戒されていたことは事実であり、被告人の家族ですら、疎外されているとか、様子を探

られているとか感じていたから、被告人の妄想は、現実とかけ離れた虚構の出来事と内容とするものでもなかった。(4) 本件犯行の際の被告人の行動は、合目的的で首尾一貫している。また、犯行時の記憶に大きな欠落はみられない。(5) なお、被告人は、口論になった隣人を後回しにして、被害者らを襲うことにした理由について、最も強い恨みや憎しみを感じていた被害者らに逃げられてはいけなかったと考えたためである旨供述しており、そこにも特段の異常性はみられない。」

「本件犯行は、長年にわたって被害者意識を感じていた被告人が、母屋の飼犬の件や西隣の家族の長男の駐車場の件といったトラブルにより被害者らに対する怒りを募らせ、殺意を抱くに至り、犯行前夜の自宅北側に居住する別の隣人との口論をきっかけに、この際被害者らの殺害を実行に移そうと決断し、おおむね数年来の計画どおりに遂行したものであって、その行動は、合目的的で首尾一貫しており、犯行の動機も、現実の出来事に起因した了解可能なものである。被告人が犯行当時爆発的な興奮状態にあったことをうかがわせる事情も存しない。被告人は、妄想性障害のために、被害者意識を過度に抱き、怨念を強くしたとはいえようが、同障害が本件犯行に与えた影響はその限度にとどまる上、被告人の妄想の内容は、現実の出来事に基礎を置いて生じたものと考えれば十分に理解可能で、これにより被害者意識や怨念が強化されたとしても、その一事をもって、判断能力の減退を認めるのは、相当とはいえない。」

「そうすると、被告人が、妄想性障害により、その判断能力に著しい程度の障害を受けていたとする五十嵐鑑定意見は、その結論を導く過程において、妄想の影響の程度に関する前提を異にしているといわざるを得ない。五十嵐鑑定意見につき、本件犯行に特有な事情について十分な考察がないまま結論を下しているとする原判決は、これと同様の判断を示したものと理解できる。また、以上によれば、被告人の事理弁識能力及び行動制御能力が著しく低下していたとまでは認められないとする原判決は、経験則等に照らして合理的なものといえ〔る。〕」

判例の解説

一 はじめに

本件のような大量殺人事件の場合、被告人を極刑（死刑）に処すことを望む遺族の感情や世論の反応は、十分に理解できる。しかし、現行刑法は、心神喪失者は無罪、心神耗弱者はその刑を必要的に減軽するとしているのであり、いかに処罰要求が強くとも、これを無視することは許されない。そして、心神喪失とは、精神の障害により行為の是非を弁別する能力（弁識能力）またはその弁別に従って行動する能力（制御能力）がない状態をいい、心神耗弱とは、精神の障害により弁識能力・制御能力が著しく低い状態をいう、とするのが確立した判例であり、通説である²⁾。なお、そこにいる精神の障害には、精神病に限らず精神遅滞や一過性の意識障害も含まれ、また、弁識能力・制御能力が「ない」というのは「著しく困難である」ことを意味する（それらの能力が全くないとすれば日常生活も困難であろう）³⁾。

このように周知のことを述べたのは、近時の裁判例に、「統合失調症の副次的な症状である焦燥感や易刺激性などによって本来よりも衝動的になったり、衝動の制御が困難になるなどしていた可能性を否定しがたい」としつつ「被告人の責任能力は一定程度減弱していたものの、その減弱の程度は、著しいものではなかった」として完全責任能力を認めたもの（東京地判平 21・3・26 判時 2051 号 157 頁）のように、能力は減弱していたが著しいものではなかったとして完全責任能力を認める例が多く見られること、ある精神鑑定書のモデルに、「犯行時、弁識能力は失われていた」としつつ「制御能力に関しては……特に障害されていたとはいえない」という記述があつて⁴⁾、驚いたことによる（制御能力とは「弁識に従って行動する能力」であり、弁識能力がなければ当然に制御能力はない）。

二 本判決の位置づけ

本判決引用の最決昭 58・9・13（判時 1100 号 156 頁）は、幻聴に襲われて空き巣窃盗を行った事件につき完全責任能力を認めたものであり、引用部分に続き「その前提となる生物学的、心理学的要素についても、右法律判断との関係で究極的には裁判所の評価に委ねられるべき問題である」

と述べたうえで、「本件犯行当時被告人がその述べているような幻聴に襲われたということは甚だ疑わしい」とした原審の判断は正当であるとしたものである。鑑定人 2 名が幻聴の存在を肯定していたにも拘らず、再鑑定もなしに幻聴の存在を否定した点に問題があった⁵⁾。

この決定およびそれを踏襲した最決昭 59・7・3（刑集 38 巻 8 号 2783 頁。5 人殺害し 2 人に重傷を負わせた事件の第 2 次上告審決定）については、「真の精神病なら原則として無条件に心神喪失とすべきである」といういわゆる慣例を否定したものと理解が一般であり⁶⁾、この慣例の基になった不可知論を否定し、可知論に立ったものと評されてきた。

本判決引用の最判平 20・4・25（刑集 62 巻 5 号 1559 頁）は、傷害致死事件につき、心神喪失で無罪とした第一審判決を破棄して心神耗弱とした原判決に対し、引用部分のように述べたうえ、更に検討を要するとして差し戻したものである。筆者は、先に、本判決につき、裁判員裁判を目前に控え、責任能力の判断について専門家の意見を尊重すべきであるとするにより、58 年決定・59 年決定の軌道修正を図ったものと評した⁷⁾。

その後、最決平 21・12・8（刑集 63 巻 11 号 2829 頁）は、殺人・殺人未遂事件につき、完全責任能力として懲役 18 年を言い渡した第一審判決を破棄しつつ、弁別能力・制御能力を喪失していたとする鑑定を否定して心神耗弱を認め懲役 12 年を言い渡した原判決を維持し、「裁判所は、特定の精神鑑定の意見の一部を採用した場合においても、責任能力の有無・程度について、当該意見の他の部分に事実上拘束されることなく、上記事情等を総合して判定することができる」と述べた。

本判決は、昭和 58 年判決および平成 20 年判決を引用しているが、平成 21 年決定を引用していない。この点については、本判決は平成 21 年決定に近いという指摘と⁸⁾、①精神障害の有無・程度とこれが心理学的要素に与えた影響の有無・程度、②弁識能力・制御能力の有無・程度、③完全責任能力、心神耗弱、心神喪失の意見のうち、①の診断・報告のみが鑑定人の管轄であるとし、「本判決の判示ぶりは、最判平成 20 年と同様に、精神医学者の示す②（ないし③）の判断をも尊重すべきだとの『誤解』を再度誘発するおそれが否定できない」という指摘とがある⁹⁾。たしかに、

①の判断が鑑定人の管轄、③の判断が裁判所の管轄とする点に異論はないが、①と②の区別は至難というよりは不可能であり、平成20年判決は②の点についての専門家の意見も十分に尊重して認定すべきであるとしたものと解すべきであろう。そのうえで、本判決は、平成21年決定と同様に総合判定したものと解するのが適切と思われる。

三 本判決の評価

以上のように解するならば、問題は、本判決の挙げている事情が、平成20年決定のいう「鑑定人の公正さや能力に疑いが生じたり、鑑定の前提条件に問題があったりするなど、これを採用し得ない合理的な事情が認められる」か、否かにあることになる。

本判決は、五十嵐鑑定の「本件犯行当時、被告人が妄想性障害に罹患しており、本件犯行も一定程度その影響を受けたものである」という点は否定し難いとしつつ、「妄想性障害により、その判断能力に著しい程度の障害を受けていた」とする部分を否定したものであり、その理由として、上記判決理由(1)～(5)の5点を挙げている。

この点について、(1)～(5)の事実は、妄想性障害の影響を否定する方向に働くのではなく、むしろ妄想性障害の典型例であるとも解釈しうる、被告人の行動や動機における「了解可能性」という判断基準が妄想性障害の影響の有無を判断するのに適しているかには疑問がある、妄想性障害は、非現実的な虚構の幻覚や幻想に支配されたり不可解な行動様式をとったりするわけではなく、隣人トラブルという事実的な基礎をもっている場合でも、妄想体系が形成され容易に撤回し得ないことが本障害の特徴である、したがって、本件犯行は妄想性障害の影響がなければ起き得なかったという五十嵐鑑定が述べた疑いについて、最高裁は十分に説明しつくしていないという批判があり¹⁰⁾、この批判は当たっているように思われる。

本件の場合、原審も五十嵐鑑定に従い、被告人の妄想は、了解不能な真正妄想（一次妄想）ではなく、了解できる妄想様観念（二次妄想）であったとしているのであるから、判決が「被告人の妄想の内容は、現実の出来事に基礎を置いて生じたものと考えれば十分に理解可能」と述べているのは、五十嵐鑑定を否定する理由にはならない。

また、本判決が述べるとおり「被告人は、妄想性障害のために、被害者意識を過度に抱き、怨念を強くした」のであり、妄想性障害であるがゆえにその被害者意識・怨念が固定化・強化されて撤回不可能な程度に達していた（そのために殺意を抱くに至った）とすれば、弁識能力が著しく限定していたか、少なくともその弁識に従って制御する能力が著しく限定していた疑いは、否定できないように思われる。責任能力の判断においても「疑わしきは被告人の利益に」の原則が妥当することが忘れられてはならない。

なお、傷害事件につきパラノイアとして無罪としたもの（大阪地判平元・6・28判タ730号250頁）、殺人事件につき妄想性障害として無罪としたもの（千葉地判平2・10・15判タ771号283頁）、殺人・殺人未遂事件につき分裂病性パラノイアの公判鑑定に従い無罪としたもの（神戸地判平6・5・10判時1515号172頁）、殺人事件につきパラノイアないし妄想反応という鑑定を否定し妄想型の（晩発）精神分裂病として無罪としたもの（大阪高判平4・10・29判時1508号170頁）があり、これらとの比較検討を要する¹¹⁾。

●——注

- 1) 被害者Aは、第一審判決の犯罪事実では被告人の「伯母」とされているが、弁護人の主張に対する判断では被告人の父の兄とされ、第二審判決でもそのように記載されているので「伯父」とした。
- 2) いわゆる混合的方法によるこの定義は、大判昭6・12・3刑集10巻682頁に見られるところであるが、そこには昭和6年3月に脱稿していた改正刑法仮案14条も影響していたように思われる。
- 3) 定義としては、アメリカの模範刑法典4・01条に倣い「実質的能力（substantial capacity）がない」とするのが適切であろう。墨谷葵『責任能力基準の研究』（慶應通信、1980年）165頁、浅田『刑事責任能力の研究 下巻』（成文堂、1999年）90頁など参照。
- 4) 五十嵐禎人責任編集『刑事精神鑑定のすべて』（中山書店、2008年）141頁。
- 5) 浅田・前掲注3）242頁以下、244頁参照。
- 6) 浅田・前掲注3）195頁以下、242頁以下参照。
- 7) 浅田・判評610号（判時2054号）23頁以下参照。
- 8) 豊田兼彦・法セ729号129頁。
- 9) 安田拓人・判例セレクト2015〔1〕28頁。
- 10) 岡上雅美・平成27年度重判解149頁以下、150頁。
- 11) 浅田・前掲注3）248頁以下参照。